

第43回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年3月25日（水）17:21～18:07
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 それでは、皆さん、お待たせいたしました。

ただいまから、第43回規制改革会議の岡議長記者会見を始めたいと思います。

冒頭、議長より本日の質疑の模様等につきまして説明いただきまして、その後、質疑応答ということで進めたいと思います。

よろしく願いいたします。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

本日の第1議題は「地域活性化に寄与する規制改革」ということで、着地型観光等を促進するための旅行業の見直しというテーマで議論をいたしました。

今日は、国交省観光庁の方に来ていただき、私どもから3つの意見を申し上げました。

お手元の資料1 - 2にありますように、旅行業は1種、2種、3種、地域限定という形で分類されております。私どもとしましては、1種、2種は良いけれども、3種については、現在の取り決めによりますと、旅行業者の所在地に隣接している市町村等までを対象にして、この業を営むことが認められているわけではありますが、この対象を現行の隣接市町村等から、隣接する都道府県等まで拡大することができないだろうか、あるいは一定の距離、例えば、半径何十キロまでを対象にするのも一案ではないのかということが1つ目でございます。

2つ目は、観光である所へ行って、そこのあるホテルに泊まった。そうすると、そのホテルのアレンジで近隣の観光をする、いわゆる「着地型観光」というものなのですが、ホテルや旅館等がそのような観光業をやるときに、現行の要件を緩和してもらえませんか。具体的には、営業の保証金を積み立てたり、その業者の基準資産の下限が決められている、あるいは旅行業務取扱管理者がいなければいけないという要件があるわけですが、これらの要件を緩和できないだろうかという切り口での話であります。

3つ目は、旅行業の4番目のカテゴリーの「地域限定旅行業者」をやる場合には、旅行業務取扱管理試験に合格することが求められるのですが、全国の地理の情報、知識を必ずしも必要としないのではないのかということから、このテストの内容を見直しても良いのではないのかというような切り口の話を行いました。

3点とも今日のところはまだ結論は出ておりませんので、今日の会議でいろいろな意見が出たので、会議としては引き続き検討させていただきます。観光庁の方でも、それらの意見を踏まえて考えてみてくださいという話合いでした。

1点確認のために申し上げますと、皆さん御存じのように、国内の旅行者、海外から来

る観光客、旅行者がどんどん増えております。そういう環境変化に見合った対応をしていかなければいけない。もっと言うならば、日本国として、観光業は大変重要な産業としてさらに育てていかなければいけないという考え方については、国交省、観光庁も我々と一致しております、同じ方向を向いているということは確認できております。

そうした中で、もう少し新規旅行業者が入りやすくなるという切り口での規制の緩和、改善を我々が求めているのだと御理解いただきたいと思えます。

本件については、今期の我々の活動の大きな2本柱の一つである地域活性化にも直結するテーマでございますので、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

議題の2つ目は、5つのワーキング・グループの今までの検討状況及びこれからの検討予定について、各ワーキング・グループの座長又は座長代理から御報告をいただき、それに基づいて意見交換をしたということでありませう。

お手元の資料2 - 1 ~ 5にありますように、各ワーキング・グループでは、これまでも大変精力的に検討、審議をしていただいております。引き続き6月の答申に向けてやっていこうという報告に対して、他の委員の皆さんからも、そういう形でやることについて御賛同いただいたということでございます。

3番目の議題の「多様な働き方を実現する規制改革」及び「労使双方が納得する雇用終了の在り方」につきましては、今日、我々の意見を取りまとめました。今、ペーパーの用意をしておりますので、整い次第配付させていただきます。

このテーマについては、雇用ワーキング・グループの鶴座長にもここに同席いただいて、皆さん方からの御質問等々にお答えいただくということでありませう。

ポイントの部分だけ申し上げますと、最初の「多様な働き方を実現する」ことにつきましては、今までは、いわゆる終身雇用の正社員が主流であって、それ以外の働き方はその他大勢みたいな位置付けにあったのではないかと私は思っております。しかし、少子高齢化も含め、大きな環境変化の中でいろいろな働き方が必ずしも「その他大勢」ではなくて、それぞれが大変重要な働き方になってきつつあるのではないかと。このような認識をしております。

そのような意味で、国民一人一人が望む多様な働き方がしっかりとしたところで一人一人が活躍してもらえる状態にすべきではないのか。それは働き手の選択肢を増やすことにより、自分の望む働き方で活躍ができるということを実現することにもなる。一方、企業側から見ても、大きな環境変化の中で、そのような方々に多様な働き方で活躍してもらおう企業でないと、これから成長していけない。場合によっては存続できないという状況に変化しつつあるのではないかと。このような思いから、働き手にとっても、企業側にとっても、この多様な働き方というものを、その他大勢という端に追いやられた状態ではなく、中央にきちんと位置付けてやっていくような状態をつくり上げていく必要があると。そのために政府が何をすべきか、あるいは企業が何をすべきか、ということについて、関係者で大いに議論を深めていくべきではないのかというところが基本的な考え方でございます。

もう一つの「労使双方が納得する雇用終了の在り方」につきましては、働く側と企業側で何らかの理由でその雇用が途絶える事態が起きるわけであります。そのようなとき、現状は、ほとんどのケース、あるデータによれば9割以上は当事者間で話し合っ解決されているということでございます。一方、件数的には10パーセント以下と少ないかもしれないけれども、当事者間の合意で解決できない場合の解決のために、現在、都道府県労働局のあっせん、労働委員会における話し合いによる解決だとか、裁判所における労働審判によって解決する、あるいは裁判所における訴訟という形態など、4つぐらいの選択肢があるわけでありますが、私どもとしては、それぞれにおいて、できるだけ早期に解決する。そして、その働き手にとって納得できる形の解決を実現すべきではないかと、そのような考え方に立って、我々として、今回、意見として提言したということであります。

中身については、後ほど鶴先生からもお話をしてもらおうと思っておりますけれども、今、言った2つのテーマについての基本的な考え方、なぜこのテーマを取り上げ、なぜ今回のような意見をまとめたのかについては、そのように御理解をいただきたいと思っております。

第4の議題は、いつものとおり、規制改革ホットラインの直近の状況について報告を受けました。お手元の資料4-1に、ホットラインがスタートしてから2月末までの間に3,410件の御要望をいただき、そのうち1,892件を関係省庁にぶつけて、1,588件の回答をもらったことについての中身が書いてありますので、御参照いただきたいと思っております。

5番目の議題が「規制レビュー」でございます。本件についても、今日現在、規制シートの提出をいただいたものが35件あります。内訳は資料5にございますように、見直し時期が到来した課長通達以下のものが4件。ホットラインに寄せられて、会議として再検討が必要と考えている案件が31件。合計35件の規制シートが出されているということであります。

前回も申し上げましたように、私どもとしては、この規制シートにより規制改革を進めるという考え方を採用しよう、実行しようということを決めたときに、関係省庁に余り御負担を掛けてはいけないなという考えもございました。彼らの自発的、主体的な改革を促すことを主たる目的として、これをスタートしたわけでございますので、負担が重過ぎてしまったという理由でうまくいかないということはどうしても避けたかったということから、最初はできるだけ負担を軽減しようという形でスタートしました。その結果が今のような状態ではいかにも少ないなという認識でございます。これは会議の委員の何人かもおっしゃっております。今、各省庁に28年度に見直し時期が来るものはどれぐらいあるのかをヒアリングしております。それに対する回答が来てから、今後、どのような形で規制シートの対象を増やしていくかを考えたいと思っております。

もう一点、とりあえず出てきた35件に、会議としてどう対応するのかということでございます。これについても今日の会議で意見交換をいたしまして、この回答でやむなしというものもあるかもしれませんが、いや、この回答はいかなものかなという形で取り上げて、今期の答申に間に合うようにフォローアップするものがあるのかどうか。あるいは今

期は無理にしても、来期以降の我々の検討項目として取り上げていくものもあるかもしれないと、その辺の仕分けをこの1か月ちょっとの間にやっていきたいと考えております。

最後の6番目の議題は、我々が重点的フォローアップ案件としてフォローアップしている「患者申出療養」についてでございます。現在、どのような形で法案化の作業が進んでいるかということについて、事務局からの説明を受け、意見交換をしたわけでありましたが、結論的には、私どもが昨年6月に答申をした内容あるいは実施計画として閣議決定された内容に沿った形での法案化の作業が進んでいるということが確認できましたので、これはこれでよろしいだろうということになりました。

以上が今日の6つの議題のポイントでございます。

私からの冒頭の説明は以上でございますので、これから皆さんの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま追加で資料が配られておりますが、それが「多様な働き方を実現する規制改革」と「労使双方が納得する雇用終了の在り方」についての本日の規制改革会議として取りまとめた意見の内容そのものでございます。

これから皆さんが御覧になるので、ちょっと時間が必要かと思えます。10分程度会議を中断して、お読みになる時間とさせていただきますでしょうか。

(資料読み込み)

記者 よろしいですか。

できれば、今、お配りいただいたペーパー2つについて、原案とどこが違っているかを教えていただけますか。

岡議長 今の御質問に対しては、事務局の三浦参事官から説明させていただきます。

三浦参事官 お待ちいただいている間に原案を先にお配りしておけばよかったと、今、反省しているのですけれども、別に大きく変わっていません。

今日、御審議いただいたところで御指摘があったのは、「訴訟」と「裁判」という言葉が混在して出てくるので、文章表現の整理をした方が良くはないかという御指摘があり、修正した点はその点だけです。

説明するのも時間をもったいないかもしれないのですけれども、具体的に言うと、あちこちに「裁判」、「訴訟」という言葉が出てくるのを、できるだけ「訴訟」という言葉に統一し直した上で、訴訟というよりは、裁判所でやっているのだということを言いたいところは、はっきり「裁判所」と書いて、それ以外のところは「訴訟」という言葉に全部統一し直したという修正にちょっと手間取って、大変お待たせして申し訳ありませんでしたが、本日御議論いただいたの原案からの修正点はそれのみでございます。

岡議長 よろしいですか。

先ほどお配りしたものが最終版でございますが、決して原案と大きく変わったということではないということ、今、三浦参事官から説明があったとおりでございます。

その点、御了承いただきたいと思います。

もうよろしいですか。このテーマですか。他ですか。

記者 雇用のところですか。

岡議長 皆さん、もうよろしいですか。

それでは、皆さんの御質問、御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

記者 解雇の金銭解決について3点お伺いします。

1点目は、スケジュールの問題なのですが、今日の提案の中には具体的な審議のスケジュールについては明記されていませんが、これは今後、6月の閣議決定に向けて規制改革実施計画の中で具体的なこれからの議論のスケジュールを盛り込まれる方向で厚労省なりと調整をされているのかを確認したいのが1点目。

岡議長 その点についてはそうです。6月の答申にこれを盛り込むという思いでやろうという考えでございます。

記者 なるほど。規制改革会議として具体的にどのくらいまでに結論を出したいというスケジュール感は今時点ではお持ちなのでしょうか。

岡議長 6月の頭ぐらいが答申のタイミングになると思いますので、あと4月、5月の2か月の間に結論を出さなければいけないなと思いますけれどもね。

記者 2点目なのですが、結局、この制度は相場をどのくらいにするのかという話が一番の問題になるというか、そこがどうなるかによって、立場なり、意見の表明の仕方が変わってくると思うのですが、相場については規制改革会議としてはどのくらいというイメージをお持ちなのかが2点目であります。

岡議長 これは鶴先生から。

鶴委員 今の段階でまだどれぐらいの相場が適当かということをいろいろ対外的に向かって申し上げるのは、多分、時期が早いのだろうなと思っています。今回、雇用終了の意見を出させていただいて、一番大きな趣旨は、既に議長にも基本的な考え方を丁寧に御説明いただいているのですけれども、我々はこれを出して、正にこれから議論を開始しましょうと。多分、いろいろなお考えはいろいろなところで出てきますし、関係省庁と折衝を進めていくことがあるかと思うのですが、今回は正にキックオフとしてのペーパーでございます。

ということで、解決金の水準の議論とかそういうものは、そういう中で議論が出てくる過程はあると思うのですけれども、まだ今の段階でこれはどうあるべきかというのは、ちょっとまだそこまで。関係者が生産的な議論を進めていきたいと思いますという入り口にきちんと入っていくための一つの我々の提言ということで御理解をいただければと思います。

記者 追加でその件について、既に厚労省の方でJILPTに委託して、現在の解決金の水準について調査をされていて、もう終わったと聞いていますが、そことの関係はどう理解したらよろしいのでしょうか。

鶴委員 今、調査の中でどういう結果が出てきたのかということについては、その調査

結果については、また別途そちらの方から発表されると思います。我々もまたその結果も十分見ながらどういう制度設計の在り方が必要かということは、そこから考えていかなければいけない話なのかなというようにも思っておりますので、正にそういうものがいろいろ出てきての出発点ですね。議論はそこからと理解しております。

岡議長 今の水準も含めてですけれども、具体的な項目については、このペーパーの一番最後に書いてあるように、関係者で大いに議論して検討を進めてほしいというのが私どもの意見であります。我々、規制改革会議がこういうレベルがふさわしいということを出すことになるかということについては、私は、そういう可能性は極めて少ないのではないかと思います。我々は、金銭解決制度という選択肢を入れるべきではないかということ意見を意見として出しているわけですから、どういう相場が一番望ましいのかは、関係者の議論の中で検討されていくのだらうと思います。

記者 最後に3点目。ちょっと細かいことなのですけれども、雇用ワーキング・グループでも議論されたと思うのですが、今回の制度は労働者側のみに申立てを認めるとかなり限定されている形の金銭解決制度だと思うのですが、一方で、日本の場合には、結局、就労請求権がないことによって労働者は解雇無効となっても職場に必ずしも戻れないことがある。そうなると、結果的に労働者の側が金銭解決制度の選択を迫られる状況もあると思うのですが、就労請求権との関係は、鶴先生は何かお考えはあるのでしょうか。

鶴委員 今、制度として非常に中途半端なところにありますね。おっしゃるように、地位確認をして、雇用契約が続いている。それはそうなのだけれども、では、自分が元にした職場に戻りたいといっても、就業権がない。結果的に、その前の段階で和解とかということが行われているわけですが、そのような状況の中で、金銭の解決をやるという選択肢を労働者側に増やす。我々は、とにかく規制改革会議、これは岡議長もいつもおっしゃっている話なのですけれども、いろいろな場面において選択肢を増やしていく。多様な選択肢があることが非常に重要なのだということをお我々会議全体としても、これまで非常に強く主張してきたこととございますし、今回もその流れの中で、労働者にそういう選択肢を持たせる。これについては、みんなそれは駄目だという人はいらっしやらないはずなのです。今までなかったのに、労働者が手を挙げればこういうことができるのだよという選択。でも、その気がない方は別にそれを選ぶ必要がない。ただ、いろいろ多様なニーズにおいて選択肢を増やしていく。特に就業権がないという状況なので、正しくそういうものを選択肢として明示化することが、この問題の一つの解決の仕方なのだらうなと私は思っています。

やはりいろいろなケース、我々も現場の方からお話を伺っても、これは千差万別なのです。信頼関係が壊れてしまって、もう職場に戻れないという方から、職場に戻られて、その中でまたうまくやられた方もいらっしやるということで、いろいろなケースがある。だから、一人一人のニーズとか環境においてきちんと選べる仕組みができていくことが正に大事で、その今回はまた一歩ということなので、先ほどおっしゃった視点というのはも

ちろんあるのだと思うのですが、正に一つ一つ順番にこの問題を解決していくことが重要なかなと思っております。

岡議長 他いかがでしょうか。

どうぞ。

記者 正に今の記者の方がされた質問を岡議長にも御意見を伺いたいのですが。

岡議長 3番目ですか。

記者 労働者側が迫られることになるのかと。

岡議長 私は、当事者間で合意して雇用終了するケースが圧倒的に多い中で、労働局や労働委員会のあっせん、裁判所の労働審判、そして訴訟と4つあって、訴訟まで行って大変御苦勞しているケースは、件数的には全体の1パーセント以下と非常に少ないというデータがあるのですけれども、そういう方々の解決を早くしてあげる手立てはないのだろうか。裁判で長期に闘ってということでない、解決する選択肢をつくったら良いのではないかという考え方からこういう提案をしているわけでありませう。

ただし、働き手がその選択肢を選びたいという時に選べるような制度設計が好ましいのではないのか。言い換えれば、企業側から選択肢を選んでやるということになると、場合によっては、企業が金で全て決着をつけてしまう事態になるおそれがないにしろあらずという思いから、働き手側のみが提案できる形にさせていただいたということでございます。

他いかがでしょうか。

どうぞ。

記者 多様な働き方と今の金銭解決の話なのですが、多様な働き方の方で助成金制度の新たなシステムをつくる、金銭解決では労働者側からの申立てのみを認めるということをして規制改革会議の意見としてといった辺りが、私は今回の特徴かなと思って見ているのですが、規制改革会議という意味では、これから6月までにさらに何かどこかへ向かって詰めていくような部分が逆にあるのでしょうか。規制改革会議の相場観としては、変な話ですが、私はこの2つ抜き出した辺りで、もうおしまいかなという気もして見ているのですが、議長として、まだ具体的にこう詰めるのだよみたいなものがあるのでしょうか。

岡議長 現時点では、私どもとしては、この2つに注力したいと思っておりますが、今の御質問の「それ以外は」ということについては。

記者 それ以外ということではなくて、多様な働き方についてということと、雇用終了の在り方、この2つの課題については、今日お出しになっている意見以上のことは、規制改革会議の相場観としてはないのではないかと。

岡議長 そういう意味ですか。私どもとしては、残り2か月、答申をこれからまとめていきますから、やはり今日出した意見がベースになるとお考えいただいたらよろしいと思っております。

お願いします。

記者 3点お伺いします。

解雇の金銭解決なのですが、これまでも同様の制度はいろいろな会議体で検討されてきましたが、いずれも日の目を見なかったというか、実現には至らなかったわけですが、これまで反発が強かった、なかなか実現に至らなかった原因はどう分析されていらっしゃるのでしょうかというのが1点目です。

2点目が、どうしてこのタイミングでの公表となったのかということです。これまでこうした対立点が多いイシューについては、とりわけ選挙前になるとトーンが低くなるような印象があります。今年は4月に統一地方選も控えている中で、この3月のタイミングでこういう提案をされたのはなぜだったのかという点を改めてお伺いできればと思います。

もう一点、早期解決が重要ということではあるのですが、今回の制度は基本的には裁判を前提にした制度だという理解をしています。当然、予見可能性が高まって早期解決につながる面もあるとは思いますが、どうして労働審判とか、他の制度では駄目なのかという点、なかなか分かりにくい点があると思うので、その点を御解説いただければと思います。

岡議長 1点目、2点目、3点目を通して、まず、鶴先生から回答をお願いします。

鶴委員 御質問どうもありがとうございました。

御承知のように、2001年から2002年にかけて金銭解決制度というのは厚労省の方でも議論されて、実は建議のところまでいったのですけれども、法案化しようと最後の最後でやはりなかなか労使が合意できなかった。多分、この中にいらっしゃる非常にお詳しい方は皆さん御事情を御存じだと思うのですが、そのとき、最後まで労働者側の方々が反対されたというのは、使用者側からの申立てというところは、多分、最後の最後までお断りになられたという点が一つあったと思います。

使用者側についても、使用者側の方で申立てということで、一応、その道も開いたのですが、労働者が申し立てるのに比べて、今、細かい一つ一つの要件はあれなのですが、ずっと厳しい条件を突きつけられているということで、使用者側からそれを使うというのは相当ハードルが高くなってしまったということなので、これはなかなか使用者側が使えないなど。

一番大きい話は裁判。1回、無効判決となって、1つの裁判の中で金銭解決をしましょうか。どうしましょうかというところでいければ良いのですけれども、民事訴訟の考え方として、そこは1回それで終わって、もう1回新たにやらないと金銭解決に至らない。1回で終わらないのですかと。かなりかかってしまいますねと。そういうことがある。これは、もし御興味がある方は、我々は去年、ワーキングで厚労省から非常に詳細な説明をいただいています。事務局に確認していただければ、かなり詳しい経緯をワーキングでも御説明を一度、我々はしていただいているので、御覧になっていただければ分かると思うのですけれども、そういうことがあって、一切うまくいかなかった。

その後、逆に言うと、3番目の話とも関わるのですけれども、労働審判制度ができました、かなりここで金銭的な解決が行われるようになった。有識者の方々に我々もいろいろ

ヒアリングをしている中でも、結構そこで解決が行われて、早く行われているのではないかという御議論は確かにあるのです。一方、金銭解決をやりたい人が労働審判に行くということであれば良いのですが、逆にあっせんなどよりもコスト的にはかかる場合もございます。みんながみんなそれを選べる状況ではない。一方、ここにも書いていますように、地位確認というか、復帰したいということではないにもかかわらず、裁判所の方に行って、裁判の長期化を狙って、バックペイを狙って、なおかつ地位確認をやる。そこで争うということで、解決金を非常に高く、最後は和解で取ろうという裁判も一部にはやはりあるのです。そうすると、経営者の方の中には、そうやって粘られるケースがレアケースとしてもあると、非常にリスク過敏的になってしまうことがある。

そういうこともいろいろ考えていくと、むしろ裁判に行って、金銭的な解決をするのだったら、ある程度こういうような目安ができますよと労働者が手を挙げるといことなのですけれども、そうなってくると、私は、先ほどお話があったように、一つの予見性が高まって、みんなそれぞれ最初から行くべきところになるべく行く。我々の方としては、行くべきところ、あっせんとか労働委員会を今回取り上げましたけれども、ある程度そういうところも、みんな高いコストを払えない。時間もお金も払えない方々がいらっしゃるわけなので、そういうところもきちっと機能強化しながら、裁判に行ったときの仕組みとしても選択肢を増やす。全てのものをある意味で合わせ技で我々としてはお示しをしていくということなので、多様な働き方の、ある意味、転職支援制度、この助成金自体が失業なき労働移動になっていないのです。非常に大きな問題だと思っています。それも含めて、全体を合わせた中での対応と、是非、御理解をいただきたいということなのです。

なぜこの時期なのかということで、これも記者の方、お詳しい方は、2年前の春に、これぐらいの時期ですか、国会でも相当大きな騒動になりました。規制改革会議は、そのときから雇用終了の問題を扱うということですずっと出してきました。2年間、長い時間をかけて一つ一つ積み重ねるように我々は議論をしてきたのです。いろいろなテーマをカバーしてきて、正に最後、このテーマが残りました。我々は6月の答申に向けて、実は最初にある程度大きな絵を描いて、一つ一つ、我々のスケジュールの中で積み上げてきた結果として、今、出てきているということなので、ある特定の時期を狙って出そうなどということは全然考えていませんし、正に積み重ねの結果として、今、ここまで我々はやっと議論がまとまってきた中での意見ということで、そういう形で、是非、御理解いただければと思います。

岡議長 よろしいですか。

他はいかがでしょう。

どうぞ。

記者 よく言われることですが、こういう労働者にとって決定的な影響というか、もし実現されればかなり影響が出る制度なのですが、それを労働者の代表がいないところで意見を出してしまうのはどうなのかという批判があるかと思うのですが、それについてはど

うお考えですか。

岡議長 先ほどちょっと触れましたように、私ども規制改革会議としての考え方を出して、この考え方は、例えば、2番目の「労使双方が納得する雇用終了の在り方について」のペーパーの一番最後に書いてありますように、この先のことについては、労使の代表者、厚労省などの関係省庁等々、皆さんで連携して検討していただいて結論を出してほしいと申し上げているのであって、我々の今回の意見は、先ほど鶴先生も言いましたけれども、ある意味では入り口の話で、こういう議論をするきっかけとして出したということで考えていただきたい。

したがって、先ほどの御質問にもありましたけれども、我々が相場観まで全部含めて決めて、これで行くべきだということを言っているのではなくて、私どもは、紛争解決はいろいろな形があるが、その選択肢を増やそうではないか。現在、裁判所における訴訟も1つの選択肢ではあるわけです。その選択肢の中に、より早期に解決できる仕組みとして金銭解決制度というものをに入れていただけたらいかがでしょうかということを申し上げているわけですから、決して我々の意見によって全てが決まってしまうということではなくて、むしろ、これをベースとして、大いに関係者で議論を深めて、働き手にとってもあるいは企業にとっても、双方にとって納得できるような中身を決めていただきたいということを私どもは提案している、意見として出しているということです。

他いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

記者 何度もすみません。

多様な働き方を実現する規制改革に関する意見のペーパーの3の今後の課題の(3)のところなのですが、「重要な改革課題を全てテーブルに」と書かれているところの意味は、現在ある労政審あるいは規制改革諸会議、安倍政権になってから政労使会議ができていますが、そういった新しい枠組みが必要だということをおっしゃっているのか。それとも単にテーマ設定のことをおっしゃっているのか。どちらでしょうか。

岡議長 これは、枠組みのことも考えて書いています。ですから、今あるこういうテーマの議論をする、そこに参加する方をもう少し広げたらどうですかということも、ここでは申し上げているわけです。

司会 それでは、これにて記者会見を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。